

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2023年 7月 28日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区西新橋1-1-1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本中央競馬会 理事長 後藤正幸

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度					
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナー	243 台	台	13 台	378 台		
	冷蔵機器及び冷凍機器	3 台	台	台	3 台		
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量			
	エアコンディショナー	2531.9	キログラム	75.1	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当 者が隨時、 情報を更新するなど、適切に管理している。					
	廃 棄 時	・第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者 に依頼し、充填回収業者から交付（又は送付）され た引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収さ れたことを確認する体制をとっている。					
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	事業所で管理しているエアコン全てに対して、4月までに に点検試運転をし、異音の発生等がないか確認した。					
	廃 棄 時	・第一種特定製品の廃棄時に、冷媒用代替フロンが回収されたことを 確認してから機器を廃棄した。					
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針							
特記事項							

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。